

島田市中小企業・小規模企業実態調査について

1. 事業目的

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）の規定では、基本理念に沿った中小企業等の振興に関する施策を策定し実施するには、中小企業・小規模企業の実態を把握するとともに、広く中小企業・小規模企業者の意見を聴き、施策の策定に反映するものとしている。

また、平成30年度からの第2次島田市総合計画において、「世界に誇れる技術を持った中小企業を育てる（工業）」を施策の柱として位置づけており、行政・事業者・関係団体等が連携し、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び付加価値の高い地域産業の創出を推進することとしている。

については、市内の中小企業・小規模企業を対象として実態調査を行い、経営環境や事業活動、雇用状況、現状への課題やニーズなどを調査・分析することにより、今後の効果的な中小企業・小規模企業振興施策の策定及び実施に向けた基礎資料を作成する。

2. 予算額

8,000千円

3. 委託事業内容

(1) 地域経済等に関する基礎データの整理（収集・分析）

(2) 郵送調査票の策定

アンケート調査内容は、事業所の概要等を基本情報とし、業界の状況、経営環境の課題（製造業における異業種工業団地等への移転意向など）、雇用状況、特色ある技術・製品、革新的なサービスや製品開発状況、行政への要望、今後の展開などを想定しているが、市内中小企業・小規模企業の現状・課題・ニーズ等を十分に把握できる調査票を作成する。

(3) 実態調査の実施

① 郵送アンケート調査 対象2,000件

調査対象は、市内中小企業等概ね4,350事業所（H28）の内、日本産業分類や地域バランス等を考慮しながら2,000事業所を抽出する。

【参考】

島田商工会議所会員数	1,684 (H29)
島田市商工会会員数	990 (H29)
合計	2,674
※市内総事業所数	4,350 (H28)

②訪問ヒアリング調査 対象100件

アンケート調査終了後、回収した事業所の内、経営状態や事業の成長性など、より詳しい調査が必要だと判断された事業所を対象として、直接面接方式による訪問ヒアリングを実施し、革新的なサービスや製品開発状況、企業間の取引状況などを調査する。

(4) 調査分析及び報告書作成

市内中小企業・小規模企業が抱える現状・課題・ニーズを調査・分析した結果、本条例第3条第1項第4号に基づき、今後各団体（中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関、市民及び市）が担うべき役割や支援策について具体的な提案を行うものとする。

(5) 事業所情報等の調査結果データの有効利用

本業務の調査対象となった各事業所の基本情報のほか、調査結果データ等について電子データを作成して提出するとともに、今後の業務に繋がる効果的な事業所データの利活用方法についての提案を行うものとする。

(6) 島田市中小企業・小規模企業振興推進会議の運営支援

アンケート調査の調査項目の検討や調査報告書の全般的な内容などについて、推進会議の意見を聴取するので、受託者（担当者等）の会議への出席、資料作成及び開催（3回程度）に伴う必要な支援を行うものとする。

4. 成果物

- (1) 調査・分析報告書
- (2) 調査・分析報告書概要版 等